

議第 1 4 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 1 6 日提出

市会運営委員会

委員長 畑 野 鎮 雄

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 都市経営・総務委員会 12人

都市経営局、総務局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

(2) 市民・消防委員会 11人

市民局及び消防局の所管に属する事項

第2条第7号を次のように改める。

(7) 建築・都市整備・道路委員会 11人

建築局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

都市経営・行政運営調整委員会	都市経営・総務委員会
市民活力推進・安全管理委員会	市民・消防委員会
まちづくり調整・都市整備・道路委員会	建築・都市整備・道路委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市会事務局設置条例及び横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

